森林整備業務成績評定試行要領

(全面改正 平成 19年4月1日適用(平成 19年3月27日付け 18森政第 151号)) (最終改正 令和3年4月1日適用(令和3年3月8日付け2森政第 524号))

(趣旨)

第1 この要領は、長野県が発注する森林整備業務の成績評定(以下「評定」という。) に必要な事項を定め、公正かつ的確な評定を行い、もって森林整備業務の品質確保 と受注者の技術力向上に資することを目的とする。

(評定の対象業務)

第2 評定の対象は、原則として1件の請負又は委託金額(最終の請負又は委託額。以下同じ)が100万円以上で、かつ除間伐等選木を必要とする作業を含む森林整備業務とする。

(評定者)

- 第3 評定者は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 監督員・主任監督員

主任監督員を置かない場合は、工事の施工監督を担当する発注機関の係長若 しくは発注機関の長の指定する職員をいう。

- (2) しゅん工検査員
- (3) 総括監督員

総括監督員を置かない場合は、工事の施工監督を担当する発注機関の課長若 しくは発注機関の長の指定する職員をいう。

2 監督員等の変更に伴い評定者が2人以上となる場合は、評定者相互で協議のうえ評定するものとする。

(評定の方法)

- 第4 評定者は、第2に規定する評定対象の森林整備業務ごとに、監督又は検査により確認した事項に基づき、独立して公正かつ公平に評定するものとする。
 - 2 評定は、森林整備業務成績評定表(以下、「評定表」という。)により行うものとする。
 - 3 評定項目の「法令遵守等」は当該業務における状況を考慮するものとし、当該業 務期間中に生じた事実や業務完了後に判明した事実を対象とする。

(評定の時期)

第5 評定は、対象森林整備業務がしゅん工検査に合格後、すみやかに実施するものとする。

(評定の照査)

- 第6 発注機関の長は、評定結果の通知に先立ち、評定が公正かつ適正に行われたどうかの照査を行うものとする。
- 2 発注機関の長は、評定の照査に当たっては、必要に応じて発注機関ごとに設置する「工事等成績評定評価委員会」(以下「委員会」という。) に意見を求めることができるものとする。

(評定結果の通知)

第7 発注機関の長は、評定者から評定表が提出された場合は、遅滞なく、当該森林整備業務の受注者に対して、評定の結果を森林整備業務成績評定通知書(様式第1-1)により通知するものとする。

(評定の公開)

- 第8 本試行要領に係る文書については、以下の各号の定めるところにより公開するものとする。
 - (1) 長野県公式ホームページで公開するもの
 - ①森林整備業務成績評定試行要領
 - ②森林整備業務成績評定表、項目別評定点、森林整備業務成績採点表の各様式
 - (2) 発注機関で閲覧するもの
 - ①森林整備業務成績評定通知書(様式第1-1)((別記1)を除く)、 森林整備業務成績評定修正通知書(様式第1-2)((別記-2)を除く)
 - ②項目別評定点(別表1)、項目別修正評定店(別表2)
 - ③第10及び第11に定める説明請求書(再説明請求書を含む)及びその回答
 - (3)請求により公開するもの(当該森林整備業務の受注者・現場代理人及び専門技術者本人は求め(口頭の請求)により、第三者には公文書公開請求により、①② を公開)
 - ①森林整備業務成績評定表(別記-1)、森林整備業務成績修正評定表(別記-2)
 - ②評定根拠 (森林整備業務成績採点表)

(評定の修正)

- 第9 発注機関の長は、第7の通知後、当該評定を修正する必要がある場合(瑕疵の発生など)は、第6第2項に定める委員会に意見を求め修正できるものとする。
 - 2 評定の修正は、森林整備業務成績修正評定表(別記―2)により行うものとする。
 - 3 発注機関の長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、当該業務の受注者に対

して、評定の結果を森林整備業務成績評定修正通知書(様式第1-2)により通知 するものとする。

また、その写しを遅延なく、森林政策課長に提出するものとする。

(説明請求)

第10 第7又は第9第3項による通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日(長野県の休日を定める条例(平成元年条例第5号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に発注機関の長に対し、説明請求書を提出※し、評定の内容についての説明を請求することができるものとする。

※郵送の場合は、当日消印を有効とする。

2 発注機関の長は、前項による説明を求められた場合は、様式第2により回答する ものとする。

また、その写しを遅延なく、森林政策課長に提出するものとする。

- 3 発注機関の長は、前項による回答を行う場合、第6第2項の委員会に意見を求めることができるものとする。
- 4 発注機関の長は、説明請求者に対し、説明請求書を受けた日の翌日から起算して 10日(休日を含まない。)以内に回答するものとする。ただし、委員会に意見を求める場合は、説明請求書を受理した日の翌日から起算して 15日(休日を含まない。)以内に回答するものとする。

(再説明請求)

- 第11 第10第2項の回答書を受けた者は、回答を受けた日の翌日から起算して 10日(休日を含まない。)以内に、知事に対して再説明請求書を提出※し再説明を請求することができるものとする。
 - ※郵送の場合は、当日消印を有効とする。
 - 2 知事は前項による再説明の請求があったときは、入札及び契約に係る苦情申立手 続要領(令和2年3月18日付け元契検第140号。以下「手続要領」という。)第 14、第15、第16及び第18に基づき処理するものとする。

ただし、第14第2項については、第2号によるものとする。

- 3 前項において再説明請求者への回答は、様式第3-1又は様式3-2(第9第1項及び第2項による評定の修正を伴う場合)によるものとし、却下する場合は手続要領の様式6によるものとする。
- 4 再説明請求の処理における手続要領の適用にあたっては、「再苦情」を「再説明」と、「申立」を「請求」と読み替えるものとする。

```
附則 この要領は、平成 19年4月1日から適用する。
附則 この要領は、平成 21年1月9日から適用する。
附則 この要領は、平成 21年10月1日から適用する。
附則 この要領は、平成 22年4月1日から適用する。
附則 この要領は、平成 23年4月1日から適用する。
附則 この要領は、平成 23年9月1日から適用する。
附則 この要領は、平成 24年4月1日から適用する。
附則 この要領は、平成 24年8月1日から適用する。
附則 この要領は、平成 24年8月1日から適用する。
附則 この要領は、平成 26年8月1日から適用する。
附則 この要領は、平成 29年4月1日から適用する。
附則 この要領は、平成 30年4月1日から適用する。
附則 この要領は、平成 30年4月1日から適用する。
```

契約の相手方

所在地

商号又は名称 〇〇〇〇〇 様

発注機関の長 印

森林整備業務成績評定通知書

貴社が受注した森林整備業務について、森林整備業務成績評定試行要領に基づき評定 した結果を通知します。

なお、評定内容に疑問がある場合には、当該通知を受けた日の翌日から起算して 10 日 (長野県の休日を定める条例(平成元年条例第5号)第1条に規定する県の休日を含ま ない。)以内に書面により当所に対して説明を請求することができます。

説明の請求に対しては、書面により回答します。

説明を請求する場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記6のとおりです。

記

1 工事名・箇所名

2 工 期 令和〇年〇月〇日~令和〇年〇月〇日

3 しゅん工年月日 令和○年○月○日

4 しゅん工検査年月日 令和○年○月○日

5 評定点 ○○ 点 森林整備業務成績評定表及び項目別評定点は、 別紙のとおり

 6 担当課・係
 〒○○○-○○○

 ○○市 大字○○

 ○○○○○○○○○○

 電話○○○○-○○○○○

 (代)
 内線○○○○

契約の相手方

所在地

商号又は名称 ○○○○○ 様

発注機関の長 印

森林整備業務成績評定修正通知書

貴社が受注した森林整備業務について、森林整備業務成績評定試行要領に基づき評定 結果を修正したので通知します。

なお、評定内容に疑問があり、書面により回答を求める場合には、当該通知を受けた 日の翌日から起算して10日(長野県の休日を定める条例(平成元年条例第5号)第1条 に規定する県の休日を含まない。)以内に書面により当所に対して説明を請求することが できます。

説明の請求に対しては、書面により回答します。

説明を請求する場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記6のとおりです。

- 1 工事名・箇所名
- 2 工 期 令和〇年〇月〇日~令和〇年〇月〇日
- 3 しゅん工年月日 令和○年○月○日
- 4 しゅん工検査年月日 令和○年○月○日
- 5 修正評定点 ○○ 点 森林整備業務成績修正評定表及び項目別修正評定点は、別紙のとおり

契約の相手方

所在地

商号又は名称 〇〇〇〇〇 様

発注機関の長 印

森林整備業務成績評定に係る説明請求への回答について

令和 年 月 日付けで貴社から説明請求のあった評定内容について、下記の とおり回答します。

本回答に疑問がある場合には、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日(長野県の休日を定める条例(平成元年条例第5号)第1条に規定する県の休日を含まない。)以内に書面により、知事に対して再説明を請求することができます。

再説明の請求に対して書面により回答します。

また、再説明を請求する場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は 下記3のとおりです。

記

- 1 工事名・箇所名
- 2 疑問に対する回答
- 3 送付先及び問い合わせ先

7 3 8 0 - 8 5 7 0

長野市大字南長野字幅下 692-2 県庁内 林務部 森林政策課 指導担当 電話 026-235-7265 (直通)

契約の相手方

所在地

商号又は名称 ○○○○ 様

発注機関の長 印

森林整備業務成績評定に係る説明請求への回答及び評定点の修正について

令和 年 月 日付けで貴社から説明請求のあった評定内容について、下記のとおり 回答します。また、説明請求のあった評定の一部について下記のとおり修正しましたの で結果を通知します。

本回答に疑問がある場合には、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日(長野県の休日を定める条例(平成元年条例第5号)第1条に規定する県の休日を含まない。)以内に書面により、知事に対して再説明を請求することができます。

再説明の請求に対して書面により回答します。

また、再説明を請求する場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は 下記4のとおりです。

記

- 1 工事名・箇所名
- 2 疑問に対する回答
- 3 修 正 評 定 点 点 森林整備業務成績修正評定表及び項目別修正評定点は、別紙のとおり
- 4 送付先及び問い合わせ先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 県庁内 林務部 森林政策課 指導担当 電話026-235-7265(直通)

契約の相手方

所在地

商号又は名称 ○○○○○ 様

知事名 印

森林整備業務成績評定に係る再説明請求への回答について

令和 年 月 日付けで貴社から再説明を求められました評定内容について、 下記のとおり回答します。

- 1 工事名・箇所名
- 2 疑問に対する回答

様式第3-2

令和 年 月 日

契約の相手方 所 在 地

商号又は名称 ○○○○様

発注機関の長 印

森林整備業務成績評定に係る再説明請求に係る評定点の修正について

令和 年 月 日付けで貴社から再説明請求を求められました評定の一部について下 記のとおり修正しましたのでその結果を通知します。

- 2 修正評定点 点 森林整備業務成績修正評定表及び項目別修正評定点は、別紙のとおり

森林整備業務成績評定に係る(再)説明請求書

発注機関の長 様

(長野県知事) 様 (再説明請求の場合)

(再)説明請求者の住所氏名〒○○○・○○○○県○○市○○町○・○○電話番号○○○・○○○商号又は名称○○○代表者名○○○○

令和 年 月 日付けで通知があった件について、下記のとおり説明を請求します。

- 1 (再)説明請求の対象となる工事等名・箇所名
 - 工事等名
 - 工事等箇所名 〇〇〇〇
- 2 疑問のある事項
 - ※ 疑問のある事項は、その根拠も含めて具体的に記入して下さい